

## 就学奨励金についてのお知らせ

西宮市教育委員会

西宮市では、西宮市立小学校・中学校・義務教育学校の児童・生徒及び西宮市に居住する兵庫県立芦屋国際中等教育学校前期課程の生徒の保護者を対象に、給食費や学用品費などの学校教育活動における必要な経費の一部を援助しています。援助を希望される方は、「令和6年度就学奨励金申請書」を作成のうえ、提出してください。

※申請は毎年必要です。令和5年度に援助を受けた方、小学校・義務教育学校1年生で新入学用品費小学校・義務教育学校入学前支給を受けた方も必ず提出してください。

※就学奨励金の支給は、後払いになります。教材費等の必要な経費は、先に学校へ支払ってください。

※4月中に申請された場合、4～6月喫食分の給食費は、7月末まで口座振替を行いません。審査の結果、不採用となった場合は、8月以降に口座振替を実施します。

※特別支援学級在籍者は、本制度の対象になりません。別途ご案内します。

※児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の対象者は、本制度の対象になりません。

※生活保護受給者は、西宮市福祉事務所からの連絡を受けて、別途手続きを行いますので、この申請書の提出は必要ありません。ただし、生活保護が停止・廃止となり、援助を希望される方は、この申請書を提出してください。

### 1 援助を受けられる方

令和6年度に次の①～⑧のいずれかに該当する方。

※いずれも世帯で該当していることが必要です。ここでの世帯は、同居の家族及び同一生計の家族全員をいいます。（必要な添付証明書については、添付証明書一覧を参照してください。）

- ① 市民税が非課税（所得割・均等割の両方、西宮市市税条例第18条第1項及び第2項）の場合。
- ② 市民税が減免（西宮市市税条例第34条第3号）されている。
- ③ 国民年金の免除（学生納付特例含む）を受けている。  
※国民年金1/4免除は該当しません。
- ④ 児童扶養手当を受けている。※児童手当、特別児童扶養手当とは異なります。
- ⑤ 国民健康保険の保険料の減免を受けている。
- ⑥ 失業中の場合。※失業者の給与所得・事業所得を0円として、⑦の所得審査を行います。
- ⑦ 令和5年中（令和5年1月～12月）の総所得金額の世帯合算額が下の基準所得以下の場合。
- ⑧ 上記①～⑦には該当しないが、経済的な理由によって児童・生徒が就学困難となる特別な事情がある。（離婚調停中、DV 避難のため配偶者と世帯を別にし、金銭的な援助が充分されていない、災害により著しい損害を受けた等）

※①と②については、世帯全員がどちらかに該当すれば援助を受けられます。

※住宅ローン、学費負担等の事情は考慮しません。

※上記①～⑧に該当しない学校教育法施行令第22条の3に該当する児童・生徒の保護者につきましては、特別支援学級分の申請が可能です。

### 【基準所得】

※下欄の家族数は児童・生徒を含む全員の人数です。

家族数	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
基準所得	2,594,000円	2,914,000円	3,204,000円	3,776,000円	4,318,000円	1人増すごとに715,000円

ア 総所得金額とは、給与所得（源泉徴収票の「給与所得控除後」の金額）、事業所得（年間収入金額から必要経費を引いた金額）、不動産所得、雑所得等の合計額です。

※複数所得者がいる場合は、合算します。

イ 障害者1人につき360,000円を上表の基準所得に加算します。世帯の中に保護者が住民税の障害者控除を受けていない障害者がいる場合は、身体障害者手帳、療育手帳などの証明できる書類の写しを提出してください。

2 援助の種類と金額 ※兵庫県立芦屋国際中等教育学校は、下表の援助内容と一部異なります。

支給費目	小学校	中学校
給食費	実費分を支給 ※教育委員会から直接市へ納入しますので、保護者口座への支給はありません。	
学用品費 (月額)	1年生 969円 (3月のみ 971円) 2~6年生 1,158円 (3月のみ 1,162円)	1年生 1,894円 (3月のみ 1,896円) 2・3年生 2,083円 (3月のみ 2,087円)
校外活動費 (泊を伴うもの)	実費分を支給 (交通費と見学科) 実費分を支給	
修学旅行費	6年生 実費分を支給	3年生 実費分を支給
新入学用品費	1年生 54,060円	1年生 60,000円
卒業諸費	6年生 11,000円	3年生 9,200円
転入学用品費	—————	20,500円 (同一校再転入除く)
通学費	実費相当分(片道4km以上で交通機関利用者) ※交通機関は学校で指定されているものに限り、(1ヶ月定期乗車券代×11ヶ月分を支給します)	実費相当分(片道6km以上で交通機関利用者)
学校病医療費	学校病医療券の交付<う歯(むし歯)、トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイドなど> ※詳細は学校又は学校保健安全課へお問い合わせください。	

※義務教育学校の1~6年生は小学校1~6年生、7~9年生は中学校1~3年生と読み替える。

※生活保護受給者については、「口座振替(銀行振込)依頼書」(別途学校から配布)を提出いただくことにより、修学旅行費、卒業諸費、学校病医療券を支給します。

3 申請の方法

(1) 提出書類

①就学奨励金申請書

- 申請書を児童・生徒1人につき1枚作成してください。
- 生活保護受給者は、この申請手続きは不要です。ただし、生活保護が停止・廃止となり、援助を希望される方は、この申請書を提出してください。

②添付証明書(コピー可)

○添付証明書一覧を参照のうえ、相当する証明書を添付してください。※申請書ごとに添付してください。

(2) 受付期間 **令和6年4月9日(火)~4月30日(火)**

※上記の受付期間以降は、令和6年度の最終登校日まで随時受付します。ただし、認定の場合は、学校受付月分から援助を開始します。(但し、5月10日(金)受付分までについては4月分から)

※期間中に添付証明書を添付できない場合は、申請書のみをご提出ください。認定結果は「不採用」となりますが、不採用通知と一緒にお渡しする「西宮市教育委員会就学奨励金の審査結果について(不採用)」の案内文書に記載している期日までに添付証明書を提出いただくことにより、遡って認定させていただきます。(受付期間中に申請書を提出されていない場合は、遡って認定できません)

(3) 提出先

- 在籍している学校

4 結果通知

在籍している学校より6月下旬~7月上旬に結果を通知します。受付期間を過ぎてから申請された場合は順次通知します。

5 支給の方法、時期 ※兵庫県立芦屋国際中等教育学校は、下表の支給方法と一部異なります。

- (1) 保護者が指定した口座へ教育委員会から振込みます。
- (2) 学校長が必要と認めた場合、又は学校徴収金を滞納している場合(過年度分含む)は学校長の口座へ振込み、学校で精算させていただきます。
- (3) 支給は年5回で下記のとおり予定しています。

支給時期	7月下旬	10月下旬	1月下旬	3月中旬	4月中旬
学用品費	4~7月分	8~10月分	11~1月分	2・3月分	—
その他	学校長からの請求により支給				

★お問い合わせ先

就学奨励について(全般)	学校 又は 学事課 (TEL0798-35-3851)
学校病医療券について	学校 又は 学校保健安全課 (TEL0798-35-3860)
学校給食費の口座振替について	学校 又は 学校給食課 (TEL0798-35-3861)